



# 秋田県公報

## 目 次

選挙管理委員会告示  
 秋田県選挙管理委員会委員長専決処分規程の一部を改正する規程（六七）

### 選挙管理委員会告示

秋選管告示第六十七号

秋田県選挙管理委員会委員長専決処分規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十四年八月三十日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

秋田県選挙管理委員会委員長専決処分規程の一部を改正する規程

秋田県選挙管理委員会委員長専決処分規程（昭和二十八年秋田県選挙管理委員会告示第五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「第七十四条第四項」を「第七十四条第五項」に改め、「三分の一の数」の下に「（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）」を加える。

#### 附 則

この規程は、平成十四年九月一日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
 株式会社 松原印刷社  
 電話 (0862) 8766 F A X (0863) 0005  
 E-mail: matsu-barara@matsubarainatsu.co.jp  
 秋田市山王七丁目五番二十九号  
 松原繁雄